

2023年9月11日
とちぎんＴＴ証券 株式会社

お客様各位

「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」施行に関するご案内

2023年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が施行され、課税事業者様の仕入税額控除には、インボイス(適格請求書)の保存が必要となります。とちぎんＴＴ証券は、適格請求書発行事業者(登録番号：T5060001000039)として登録を済ませており、制度施行後において「消費税が課されるお取引」が発生した翌月にインボイスをご郵送いたします。

【ご留意事項】

- ・対象は、「法人のお客様」となります。発行が不要なお客様は、お手数をおかけしますがお取引店にお申し出ください。
- ・送付されたインボイスは、お客様にて保存願います。
- ・インボイス制度の詳細については、国税庁のサイトをご確認ください。

以上